

## 物品・印刷の取引業者の皆様へ

平成 20 年 12 月、本県の出先機関で不適正な会計処理が発覚しました。このため、県では、様々な取組みを進めているところですが、今後の調達事務をより適正に行うため、取引業者の皆様方におかれましても、次のことに御協力くださるようお願いいたします。

### 1 適正な物品等の納入と納期の厳守等について

物品等の納入に当たっては、納期の厳守をお願いします。特に、3月の納入が遅れて、4月に納入された場合、翌年度納入となり、県の会計処理に支障が生じることになります。県も早期発注に努めますので、御留意くださるようお願いいたします。

また、物品等の見積書、納品書及び請求書には、必ずそれぞれの日付を記載するよう併せてお願いいたします。

### 2 本県の物品等の調達事務に係る調査への御協力について

県の物品等の調達事務が適正に行われていることを確認するため、皆様方の帳簿や納品台帳等による調査をさせていただく場合がありますので、御了承ください。

### 3 物品等の調達に関する確認等について

県の物品等の調達事務に関して、疑義がある場合は、発注課（所）に御確認いただくとともに、不適正と思われる事案が生じた場合又は生じる恐れのある場合は、「総務部長への通報メール」（メールアドレス [jinji-gyoukaku@pref.kagawa.lg.jp](mailto:jinji-gyoukaku@pref.kagawa.lg.jp)）を活用し、通報・相談してください。